入札説明書

国立療養所宮古南静園に係わる入札公告(令和3年8月20日付)に基づく入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、その他の法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- I 入札及び契約に関する事項
 - 1. 支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大城 英作

- ◎ 調達機関番号 017
- ◎ 所在地番号 47
- 2. 調達内容

(1)調達件名 自動車交換購入一式

(2) 数量・特質等 入札仕様書による

(3)履行場所 国立療養所宮古南静園

(4)履行期間 契約締結日~令和3年12月24日

(5)入札の方法

本契約は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型)の契約である。評価項目(技術評価)の内容を踏まえ、入札書に記載された入札金額(本契約に要する消費税等を含めた全ての金額(購入物品金額-下取物品金額))をもって落札価格とするので、入札者は、購入物品・下取物品の各々の金額も記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)において、「物品の販売」の B、C 又は D 等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有している者であること。
 - ④ 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (5) 資格審査申請書に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
 - ⑥ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- ⑦ その他予算決算及び会計令第73条の規程に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- ⑧ 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員制度、国民年金労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。

- ⑨ 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- ⑩ この入札書の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものにかぎる。)を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

4. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び参加表明書等をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。
- (2)総合評価の方法
- ① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値=価格評価点+技術評価点

② 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点=予定価格の範囲内で最も低い入札価格(価格評価点の配分点(=50点)) 2位以下は(価格評価点の配分点(=50点))よりマイナス5点ずつ低くなる。 予定価格の範囲内で2位の入札価格(45点)、3位の入札価格(40点)・・・

③ 技術評価点の算出方法

技術資料の内容に応じ、評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点=(技術評価点の満点(=50点))×(技術評価の得点合計/技術評価の配点合計)

5. 入札書の提出場所等

(1)入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地

国立療養所宮古南静園 庶務課 会計班

電話 0980-72-5321 内線213 FAX 0980-72-5859

(2)入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、以下の交付場所で交付する。また、データが必要な場合は、上記(1)の担当部局へ連絡し電子メール等で送付する。ただし、入札説明書の郵送又はFAXによる入手申し込みは認めない。

交付期間:令和3年8月20日(金)~令和3年9月13日(月)までのうち、閉庁日を除く 毎日

8時30分~17時00分までとする。

交付場所:上記(1)の場所

(3)競争参加資格確認書類、誓約書、申立書、自己申告書、評価項目に対する回答の提出 期限

令和3年9月20日(月)17時00分

(4)入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和3年10月4日(月)17時00分までに電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和3年10月4日(月)16時00分までに持参すること。

(郵送の場合の受領期限も上記の日時までに必着とする)

開札は、令和3年10月5日(火)13時30分、国立療養所宮古南静園第三会議室で行う。

①入札書は別紙1の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和3年10月5日 開札[国立療養所宮古南静園自動車交換購入一式入札書在中」と朱書きしなければならない。

この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

②郵便(書留郵便に限る)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒の表書きに令和3年10月5日開札 [国立療養所宮古南静園自動車交換購入一式入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記5(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認められない。

(3)入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入 札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- ② (2)③(□)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。
- ③ 入札公告で定める資格の有無についての確認を受けていない者が提出した入札 書は無効とする。
- ④ 所定の様式によらず、また捺印がない入札は無効とする。
- ⑤ 入札金額の記載が不明な入札書は無効とする。
- ⑥ 入札金額の記載を訂正した入札書は無効とする。
- ⑦ 競争参加者(代理人を含む。)の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)の判然としない入札は無効とする。
- ⑧ 誤字・脱漏・汚染・途沫等により文字が不明な入札書は無効とする。
- ⑨ 明らかに連合と認められるものの入札は無効とする。

(4)入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態であると認められたときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(5) 代理人による入札

① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める 委任の手続を終了しておかなければならない。

技術資料の提出等をシステム上でおいて行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続を完了させておくこと。

なお、電子調達入札においては、復代理人による応札は認めない。

- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記して押印(外国人の署名を含む)をしておくとともに、開札時までに別紙2の様式による代理委任状を提出しなければならない。
- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について、他の入札者の代理 人を兼ねることができない。
- (6)入札者以外の者の入札場への立入の禁止 入札者でない者は、入札会場へ立入ることができない。

6. 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和3年10月5日(火)13時30分 国立療養所宮古南静園第三会議室

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

- (3) 紙による入札の場合
 - ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
 - ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に係る委任状を提示又は提出しなければならない。
 - ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむ得ない事情がある と認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (4) 再度入札の取り扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入 札を行うものとする。

(5) 再度入札後の入札取消し

再度入札をして、なお予定価格に達しないときは、この入札を打ち切ることができる。

(6)入札金額

入札書に記載する書面上の金額は、消費税等を含む金額とする。

6. その他

- (1) 競争手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明できる書類、及び、必要に応じて別紙3を令和3年9月20日(月)17時00分までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
 - ② 支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
 - ③ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ④ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 落札者の決定方法

総合評価落札方式(簡易型)とする。

- ① 本入札説明書4に従い、書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求する要件のすべてを満たし、当該入札者の入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であり、かつ、総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
 - (イ) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価值=価格評価点+技術評価点

(ロ) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点=予定価格の範囲内で最も低い入札価格(価格評価点の配分点(=50点))

2位以下は(価格評価点の配分点(=50点))よりマイナス5点ずつ低くなる。

予定価格の範囲内で2位の入札価格(45点)、3位の入札価格(40点)・・・

(ハ) 技術評価点の算出方法

技術資料の内容に応じ、評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点=(技術評価点の満点(=50点))×(技術評価の得点合計/技術評価の配点合計)

- ② 落札者となるべきものが二人以上あるときは、直ちに当該入札者に「くじ」を ひかせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接「く じ」をひくことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わ って「くじ」を引き、落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。
- ④ 最低の入札価格が予定価格に比べて著しく低く、その価格によって契約することによ

り、契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるとき、または、公正な取引の秩序を乱す恐れがあるときは、会計法の規定に基づき落札者を決定しないことができる。

(4) 落札金額

入札書の記載金額であり、消費税(10%)相当額を含めた金額とする。

(5) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を交付するので記名捺印し7日以内に送付すること。
- ③ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、契約書を交付するので記名捺印し、まずその者が契約書に記名押印し、更に支出負担行 為担当官が当該契約書の送付を受けて、これに記名押印するものとする。
- ④ 上記②の場合において、支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約 書の1通を契約相手方に送付するものとする。
- ⑤ 支出負担行為担当官が、契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、 本契約は成立しないものとする。
- (6) 代金内訳書の提出

落札者は、落札決定の日から7日以内に代金内訳書を提出すること。

(7) 支払条件

支払条件に関する詳細は、上記(5)の契約書に定めるものとする。

- (8) 入札説明会の日時及び場所
 - 入札説明会は特に実施しないので不明な点等があれば4(2)②まで問い合わせ ステレ
- (9) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ●ヘルプデスク 0570-014-889 (ナビダイヤル)

0 1 7 - 7 3 1 - 3 1 7 7 (IP 電話等をご利用の場合)

●ホームページ https://www.geps.go.jp/faq/all/

但し、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、4(2)②の入札書の提出場所に連絡すること。

Ⅱ その他

1. その他の詳細規定

上記Iによるものの他、この一般競争入札に参加する場合において了知することとする。

2. 役務の保証

落札者は、物品販売契約について、自己に代わって自ら当該販売を保証する他の業者を保証人として立てなければならない。また、保証人は同一競争入札参加者又は支出負担行為担当官の承認を受けた者に限ることとする。ただし、支出負担行為担当官が必要ないと指示したときは、この限りではない。

3. 異議の申し立て

入札をした者は、入札後この入札説明書・仕様書及び機器等についての不明を理由として 異議を申し立てることができない。

4. 入札予定日は、変更することがある。

-	7	-
---	---	---